

厚生労働省発社援0406第4号
平成24年4月6日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働事務次官

平成24年度地域自主戦略交付金（社会福祉施設等施設整備に関する事業）の
交付について

今般、別紙のとおり「地域自主戦略交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）」を策定し、平成24年4月1日より適用することとされたので通知する。

別 紙

平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）

第1 通則

地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日府地戦第33号・警察庁甲官発第109号・総官企第112号・23文科施第4号・厚生労働省発健0401第10号・22農振第2184号・平成23・03・24財地第1号・国官会第2614号・環境政発第110330002号）（以下「制度要綱」という。）に基づく地域自主戦略交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号^{労働省}）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 地域自主戦略交付金（社会福祉施設等施設整備事業）

（交付の目的）

- 1 この交付金は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（平成12年法律第111号）	社会事業授産施設		

<p>号) 第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)</p>			
<p>(3) 障害者自立支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第12項に規定する障害者支援施設</p>	<p>障害福祉サービス事業所 障害者支援施設</p>		
<p>(4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>(5) 児童福祉法第6条の2第1項に規定す</p>	<p>児童福祉施設</p>	<p>児童発達支援センター</p>	<p>福祉型児童発達支援センター</p>

る障害児通所支援事業（保育所等訪問支援を除く。）の事業を行う施設及び同法7条に規定する障害児入所施設	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	障害児入所施設	医療型児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
--	--------------------------------	---------	---

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2の2の表第1号及び第2号に掲げる施設(以下「保護施設等」という。)の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について別添1「地域自主戦略交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。

スプリンクラー設備等整備	別添2「地域自主戦略交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	別添3「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	別添4「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2の2の表第3号、第4号及び第5号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について別添1「地域自主戦略交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。

(交付の対象)

4 この交付金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
(3) 障害福祉サービス事						

業所等						
7 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者自立支援法第79条第2項	障害者自立支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	予算措置	都道府県又は指定都市	3 / 4	2 / 3
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市	3 / 4	2 / 3
ウ 障害者支援施設	障害者自立支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法	予算措置	都道府県又は指定都市	3 / 4	2 / 3

		人、公益財団法人又は特例民法法人等。医療法人を除く。）				
イ 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
オ 児童福祉施設等						
児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3

5 この交付金は、施設整備費において次に掲げる費用については交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 この交付金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人、日本赤十字社の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、19,900千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,700千円）を加えた額とする。（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,080千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,850千円）を加えた額とする。）

ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県交付率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市が交付した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額【以下、「国庫補助基本額」という。〈ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、19,900千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,700千円）〔なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,080千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,850千円）を加えた額とする。〕を国庫交付基本額の上限とする。〉】に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、エによることとする。）とする。

エ 地域交流スペースの整備を行うときは、総事業費（対象経費の実支出額）（寄付金その他の収入額（社会福祉法人、日本赤十字社の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額）のうち地域交流スペースの整備に係る額と、19,900千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26,700千円）、（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,080千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,850千円）を加えた額とする。）と、都道府県又は指定都市が交付した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。

(2) (1)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表 1-2 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「都道府県(指定都市)交付基本額」という。)に、4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市が交付した額とを比較して少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合
(1) のうち「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

(2) のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 地震防災対策強化 地域における地震対 策緊急整備事業に係 る国の財政上の特別 措置に関する法律 (昭和55年法律第 63号)第2条に規 定する地震対策緊急 整備事業計画に基づ いて実施される事業 のうち、同法別表第 1に掲げる社会福祉 施設(木造施設の改 築として行う場合)	・ 救護施設	5/6	4/5

イ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 救護施設	5/6	4/5
---	--------	-----	-----

（交付金の概算払）

7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付の条件）

8 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）この交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- （5）都道府県が社会福祉法人等に対してこの間接交付金を交付する場合、若しくは、指定都市が社会福祉法人等に対してこの間接交付金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、都道府県知事又は指定都市の長の承認を受けなければならない。
 - イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事又は指定都市の長の承認を受けなければならない。
 - （ア）建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更

を除く。)

(イ) 建物等の用途

(ウ) 入所定員又は利用定員

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市の長の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市の長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 都道府県知事又は指定都市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに都道府県知事又は指定都市の長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市の長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市に納付させることがある。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定

都市の長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) (5)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を取り消すことがある。
- (9) 都道府県又は指定都市は、国から概算払によりこの間接交付金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(申請手続)

9 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

10 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

11 この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

厚生労働大臣は、9若しくは10よる申請書が到達した日から起算して、原則として4月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(状況報告)

12 この交付金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により平成24年12月末日現在の状況を翌月15日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

13 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(8の(5)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは平成25年4月30日までに、別紙6の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表2-1に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(イ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張</p> <p>別添5「地域自主戦略交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、別添6「都市部における社会福祉施設の整備の</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	<p>促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり38,900,000円を基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり43,200,000円を基準額とする。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設</p>	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費